

平成 26 年度から適用される個人住民税の税制改正

個人住民税の均等割額の改正（平成 26 年度から平成 35 年度まで）

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号）の制定に伴い、県や市で実施する防災事業に必要な財源を確保するため、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、個人住民税の均等割額が引き上げられます。

引き上げられる額は年税額で 1,000 円（市民税 500 円・県民税 500 円）です。

均 等 割 額	平成 25 年度まで	平成 26 年度～平成 35 年度
市 民 税	3,000 円	3,500 円
県 民 税 ※	1,800 円	2,300 円
合 計	4,800 円	5,800 円

※ 上記県民税の税額には、平成 18 年度から平成 27 年度まで県民緑税(800 円)が含まれています。県民緑税について、詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください。

[・兵庫県ホームページ・県民緑税（外部サイトへリンク）](#)

◆ 所得税においても平成 25 年から平成 49 年までの 25 年間、復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

[・国税庁ホームページ・復興特別所得税のあらまし（外部サイトへリンク）](#)

ふるさと寄附金税額控除の改正（平成 26 年度から平成 50 年度まで）

復興特別所得税が創設され、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間の所得について、所得税に加え復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、個人住民税の寄附金税額控除額の特例控除額に用いる所得税の税率に、復興特別所得税率（2.1%）を乗じて得た率を加算することとされました。

◇ ふるさと寄附金税額控除額 = (ア)基本控除額 + (イ)特例控除額

(ア) 基本控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × 10%

※ 寄附金額は、総所得金額等の 30%が限度です

(イ) 特例控除額

平成 25 年度まで (寄附金額 - 2,000 円) × (90% - 所得税の適用税率)

平成 26 年度以降 (寄附金額 - 2,000 円) × (90% - 所得税の適用税率 × 1.021)

※ 特例控除額は、個人住民税所得割額の 10%が限度です

公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の

申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金保険者に提出する扶養控除申告書に寡婦（寡夫）の記載が追加されたことにより、市民税・県民税の申告が不要となりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に寡婦（寡夫）の記載を忘れたり、扶養控除申告書の提出をしなかった場合は、今まで通り確定申告または市民税・県民税の申告が必要です。

※ この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払うべき公的年金等について適用されます。

[・日本年金機構ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

給与所得控除の改正

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の定額とされました。

給与収入金額	給与所得金額	
	改正前（平成 25 年度まで）	改正後（平成 26 年度以降）
1,000 万円超 1,500 万円未満	給与収入額×95% - 170 万円	給与収入額×95% - 170 万円
1500 万円以上		給与収入額 - 245 万円

※ この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払うべき給与等について適用されます。

[・国税庁ホームページ・給与所得控除（外部サイトへリンク）](#)

給与支払報告書および公的年金支払報告書の電子データによる提出の義務化

平成 26 年 1 月 1 日以降に提出する給与支払報告書および公的年金等支払報告書について、平成 24 年（基準年）の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上であるものは、光ディスク等または eLTAX（エルタックス・地方税ポータルシステム）による提出が義務付けられました。

eLTAX について、詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

[・eLTAX ホームページ（外部サイトへリンク）](#)